

通達甲(副監.備.備1.管2)第10号

平成20年4月15日

存 続 期 間

部長、参事官  
各 所 属 長 殿

副 総 監

#### 警視庁特殊標章及び身分証明書取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁特殊標章及び身分証明書取扱要綱を制定し、平成20年4月15日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

#### 警視庁特殊標章及び身分証明書取扱要綱

(目的)

この要綱は、警視庁国民保護警備実施計画(平成18年7月31日通達甲(副監.備.備1.実1)第18号。以下「国民保護警備実施計画」という。)第3章第7の2の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第158条第2項の特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。